

魅力ある職場環境整備補助金



**申請
期限延長!!**

**「職場環境の改善」に
ぜひご活用ください!**

※「魅力ある職場環境整備補助金」は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。



補助対象となる事業の例 ※補助率（基本）：1／2以内



① 魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備 **【最大20万円】**

～「選ばれる会社」になるために、就業規則を見直しませんか?～

- 子の看護等休暇、育児や介護のためのテレワーク
- 「時間単位」の年次有給休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇
- 賃金規程、通勤手当・住居手当等の諸手当、ハラスメント防止 等

10人未満の場合、
補助率を2/3に上げ!



② 快適な職場環境の施設設備等の整備 **【最大200万円】**

～労働環境の改善に向けたハード整備を行いませんか?～

- 男女別トイレ、女性用トイレ、休憩室・更衣室
- 滑り止め、段差解消等に向けた設備、エアコン
- 身体的負担を軽減する設備（パワーアシストスーツ等）
- 社内へのキッズスペース、授乳室、多目的トイレ
- テレワーク導入に伴う「LAN配線工事（壁内配線等）」 等



**ハード事業の申請を
10月30日（金）
まで延長!!**



③ 労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入 **【最大20万円】**

～手書き・エクセルの労務管理をデジタル化しませんか?～

（注）②③を進めるにあたり、外部専門家によるコンサルティング費用も対象（最大10万円）。

対象事業者

- 県内に事業所を有する中小企業者・個人事業主。

（注）医療法人や社会福祉法人なども対象です。詳細は募集要項をご確認ください。

- 県内に常時使用する従業員を1名以上雇用していること。

- 事業完了日に、就業規則等が整備されていること。

（注）労働関係法令の基準を上回る制度等を整備していること。実績報告時に就業規則の写しの提出が必要です。



「魅力ある職場環境整備補助金」の詳細については
『補助金募集要項』をご確認ください。



徳島県HP



補助率・補助上限額（概要）

補助対象事業の詳細や補助対象となる事業の例は、募集要項を参照。

	補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限額
(1)	魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備	就業規則等の書類作成等を依頼したことで発生する社会保険労務士等の報酬	補助対象経費総額の1/2以内 (2/3以内※1)	10万円 (20万円※2)
(2)	快適な職場環境の施設設備等の整備	補助対象経費総額が20万円を超えるもの (1) 施設設備等工事請負費 (2) 設備機器導入費 (毎年必要となるリース料及びサービス料を除く。) (3) 物品購入費 (購入価格5万円以上のものに限る。) (4) その他施設設備等の整備に必要な経費	補助対象経費総額の1/2以内	150万円 (200万円※3)
(3)	労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入	労務管理用ソフトウェア等のシステム導入経費		10万円 (20万円※4)
(4)	外部専門家によるコンサルティング	(2)及び(3)の補助対象事業を推進するための外部専門家によるコンサルティングに要する経費		10万円

- ※1 常時使用する従業員数が10人未満の場合、補助率を2/3に引上げ。
 ※2 労働関係法令の基準を上回る制度等を2つ以上行う場合、補助上限額を20万円に引上げ。
 ※3 県の「はぐくみ支援企業」かつ「がん検診受診促進事業所」の場合、補助上限額を200万円に引上げ。
 ※4 労働関係法令の基準を上回る制度等を2つ以上整備している場合、補助上限額を20万円に引上げ。

募 集 期 間



- ・ (1) 就業規則等の整備：令和8年12月21日（月）まで
- ・ (2) 快適な職場環境の施設設備等の整備：**締切延長!** 令和8年 **10月30日（金）** まで
- ・ (3) 労務管理用ソフトウェア等のシステム導入：令和8年12月21日（月）まで

- (※1) 本事業への申請は、(1)～(3)それぞれについて1事業者あたり1回までとする。
 (※2) (1)～(3)の複数の内容を申請する場合、同時にまとめて申請しても、時点を分けてそれぞれ個別に申請しても構わない。
 (※3) 複数の事業所（支店・営業所、店舗等）を県内に有する場合についても、事業者単位の申請となるため、まとめて一括で申請すること。
 (※4) **予算上限に達した場合は、その時点で受付を終了する。**
 (※5) (4) 外部専門家によるコンサルティングについて、(2)又は(3)と同時に申請する場合に限る。交付申請書等の提出期間はそれぞれの区分に従う。本事業を通じて1事業者あたり1回までとする。(2)及び(3)を分けて申請する場合、(4)はいずれか一方の申請時にのみ活用ができる。

事 業 全 体 の 流 れ

01
補助金
申請

02
県の審査
交付決定

申請ごとに随時実施

03
補助事業
の実施

04
実績報告

令和9年 **1月29日（金）** まで

05
補助金
振込



申請・
問合せ先

徳島県魅力ある職場づくり事務局

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示1-1 (株)テレコメディア内

TEL : 088-602-1431

MAIL : contact@tokushima-syokuba.jp

※「魅力ある職場環境整備補助金」は徳島県より（株）テレコメディアに事務局運営業務を委託しています。



補助金 特設ページ

魅力ある職場環境整備補助金

(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備 対象となる具体的な事例はこちら



1 若者、女性の定着と確保に向けた取組



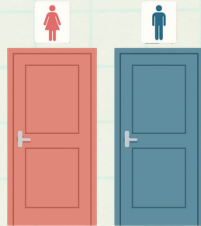
トイレ（和式からの改修、増設、男女別への改修）



シャワー室や仮眠室の設置
（夜勤や汚れを伴う作業がある場合等）



休憩室の新設等
（休憩室としてのプレハブ購入も対象）



更衣室の男女別化

3 多様な人材に配慮した職場環境整備 に向けた取組

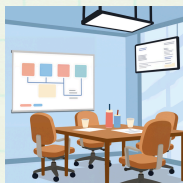


社内へのキッズスペースの設置
（子連れ出勤のため）



車いす対応トイレ（多目的トイレ）への改修
（職場のバリアフリー化）

4 柔軟な働き方 導入に向けた取組



フリーアドレス化に伴う
集中作業スペースの整備



テレワーク導入やフリーアドレス化に伴う
「LAN配線工事（壁内配線、電源増設等）」

※Wi-Fiルーター、モデム等の「ネットワーク機器本体」の購入費は対象外

2 安全、安心の基盤整備に向けた取組

・ 作業環境（暑熱対策、換気等）の改善



エアコン（新設）



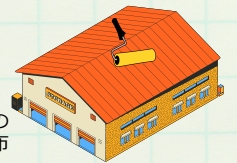
スポットクーラー



大型シーリングファン
（空調効率向上のための設置）

※空調機器（エアコン、スポットクーラー等）について

- ・ 既存の空調機器が設置されていない空間への設置は対象。
- 顧客や正接利用者が利用する空間（客席等）は対象外。



工場・作業場等の屋根や外壁への
「遮熱塗料」の塗布

・ 身体的負担軽減を目的とした導入



フォークリフト



パワーハンドリフト



パワーアシスト
スーツ



テールゲート
リフター

新規導入や手動式から自動式への明らかな機能向上を伴うものが対象となります。

※フォークリフトは新規導入のみ対象。テールゲートリフターは車両部分は対象外。

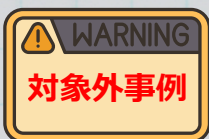


手洗いから
業務用食洗器の導入



手作業から業務用
ロボット掃除機の導入

※現在手作業で行っている業務について
身体的負担の軽減を目的として業務用機器を導入する場合は、補助対象となる可能性あり。
※老朽化委に伴う更新（買い替え）は対象外。



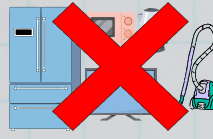
汎用性が高いもの、生産性向上を目的とするもの、消耗品等は対象外となります。



PC、タブレット、
スマートフォン等



事務用品



家庭用電化製品



車両
（営業車、配送者等）



空調服

「魅力ある職場環境整備補助金」の詳細については
『補助金募集要項』をご確認ください。



徳島県HP